

## 11. 建設工事競争入札心得

(平成26年4月1日一部改正)

(総則)

第1条 富良野市が発注する工事請負の入札に当たっては、別に定めのあるもののほか、この心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者を除く。)は入札執行前に見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に富良野市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は市長の指定する金融機関の保証を提出するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成して提出(縦二つ折りにして入札箱に投入)しなければなりません

(入札会場への入退場)

第4条 入札は開始予定時刻に会場を閉鎖して執行されますので、予定時刻以降の入場はできません。

2 入札会場には入札参加者以外の方は入場できません。

3 入札執行中の会場への入退場はできません。

4 再入札のあった場合、2回目以降の入札に参加されない方は、1回目の入札終了後に退席することができます。ただしこの際、再度の入場はできません。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第6条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第7条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書換え、引換え、又は撤回することはできません。

(無効入札等)

第8条 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額及び性能等を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までには到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札(当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。)
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

2 次のいずれかに該当する入札は失格とします。

- (1) 予定価格を事前公表している場合において、予定価格を超える入札  
ただし、この場合は入札等に関する不誠実行為として指名停止措置を受けることがあります。
- (2) 最低制限価格が設定されている場合において、入札金額が最低制限価格を下回る入札
- (3) 低入札価格調査基準価格が設定されている場合において、低入札価格調査

の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札  
(開札)

第9条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

2 総合評価落札方式による開札においては、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした者全員について、その入札者名及び入札価格のみを発表するものとし、落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定します。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とし、低入札調査基準価格を設定した場合は、予定価格の範囲内で最低の価格又はその他の条件が最も有利な者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(保留)

第11条 低入札調査基準価格が設定されている場合に、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札参加者に対し「保留」が宣言され入札終了し、落札者は後日決定されます。

2 承認又は不承認の結果は文書にて通知されます。

(最も有利な入札者を落札者とししない場合)

第12条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、最も有利な入札者を落札者とししない場合があります。

(1) 基準価格を下回って入札した者

(2) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

(3) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、予算執行者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定により、最も有利な入札者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とします。

(入札保証金等の返還)

第13条 入札保証金又はこれに代える担保は、開札の結果、予定価格の範囲を超える者については開札後に、予定価格の範囲内の者のうち、落札者以外の者については落札者決定後に、落札者については契約締結後にそれぞれ返還します。

2 総合評価の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第14条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、予算執行者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に予算執行者に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

第15条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、富良野市に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額の違約金を富良野市に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第16条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

(1) 保険会社との間に富良野市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

(2) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他市長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、富良野市を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

2 前項第1号の履行保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

3 第1項第2号の公共工事履行保証証券は、工期の完成期日までに生じる債務不履行が保証されることを証するものでなければなりません。

4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

5 契約保証金に代える担保として銀行、市長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

6 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を契約金額

の100分の30に相当する額以上とします。

(入札保証金等の充当)

第17条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第18条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び工事費内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第19条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、予算執行者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第20条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名されたものは、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる場所により申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により入札を執行する者に連絡すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退したものに対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱を行うことはありません。

4 第2項の規定によらず、無断で入札を欠席した場合(入札に遅刻した場合を含む)は、棄権とする。また、この場合は入札等に関する不誠実行為として指名停止措置を受けることがあります。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第21条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することができます。

(工事費内訳書の提出等)

第22条 入札執行時に工事費内訳書の提出を求められますので、参加するすべての入札に係る工事費内訳書をあらかじめ作成の上、持参するようにしてください。

2 工事費内訳書の提出を求めたときは、入札参加者又はその代理人は、工事費内訳書を、自己の氏名を表記して入札書と同時に提出しなければなりません。

3 工事費内訳書には、見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対

応する金額を記載しなければなりません。

- 4 入札参加者又はその代理人は、その提出した工事費内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。
- 5 工事費内訳書に「値引き」がある場合は、どの経費から値引きしたのか明らかにできるように、値引き額を各経費に配分して下さい。
- 6 第7条各号に掲げるほか、工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事費内訳書に係る入札は無効とします。
  - (1) 工事費内訳書の提出がない場合
  - (2) 工事費内訳書の記載金額(合計金額)その他当該工事費内訳書の要件が確認できない場合
  - (3) 工事費内訳書に記名押印がない場合
  - (4) 入札者(代理人をして入札をした場合にあっては当該代理人)以外の者が工事費内訳書を提出した場合
  - (5) 工事費内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合
  - (6) 見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対応した金額が確認できない場合(経営事項審査結果通知書)

第23条 入札参加者は、当該入札に係る契約予定日の1年7月前以降の決算日を基準日とする経営事項審査(以下「経審」という。)結果の通知を受けていなければなりません。

- 2 前項の経審結果の通知を受けていないときは、当該建設業者が落札をしても契約できない場合があります。
- 3 前項により契約が出来なくなった場合、入札等に関する不誠実行為として指名停止措置を受けることがあります。